

倶知安準都市計画特定用途制限地域の基準（観光Ⅰ地区）

以下に規定する用途を制限する

|       |   |
|-------|---|
| 観光Ⅰ地区 | <p><b>【建築物】</b></p> <p>1 次に掲げるものを除く原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が100m<sup>2</sup>以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの</p> <p>(2) 美術品又は芸品を制作するための工場で、作業場の床面積の合計が100m<sup>2</sup>以下かつ原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの</p> <p>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので、令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物</p> <p>3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>4 ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>7 倉庫業を営む倉庫</p> <p>8 畜舎</p> <p><b>【工作物】</b></p> <p>1 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する用途に供する工作物</p> <p>2 レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用する用途に供する工作物</p> <p>3 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りがすを原料とする製造に供する工作物</p> |
|-------|---|